

2015年6月22日  
富士通株式会社

## 第115回定時株主総会決議ご通知

2015年6月22日に開催いたしました、富士通株式会社第115回定時株主総会における報告事項および決議事項につきまして、下記のとおりご通知いたします。

なお、すべての議案につきまして、会社法上適法に決議が成立し、可決されました。

### 記

1. 株主総会開催日時 2015年6月22日(月曜日)午前10時
2. 報告事項 第115期(自2014年4月1日 至 2015年3月31日)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
上記内容を報告いたしました。
3. 決議事項の内容
  - 第1号議案 定款一部変更の件  
原案どおり、定款の一部が変更されました。  
具体的な変更箇所は、別紙に記載のとおりです。
  - 第2号議案 取締役12名選任の件  
原案どおり、山本 正己、藤田 正美、谷口 典彦、間塚 道義、古河 建純、須田 美矢子、横田 淳、田中 達也、塚野 英博、ダンカン テイト、向井 千秋、阿部 敦の12氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、取締役 須田 美矢子、横田 淳、向井 千秋、阿部 敦の4氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
  - 第3号議案 監査役1名選任の件  
原案どおり、初川 浩司氏が監査役に選任され、就任いたしました。  
なお、監査役 初川 浩司氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上

---

## 役員人事について

本総会終結後に開催されました臨時取締役会および監査役会において役員人事が次のとおり決定されたのでお知らせいたします。

代表取締役会長	山本	正己
代表取締役社長	田中	達也
代表取締役副社長	藤田	正美
取締役	谷口	典彦
取締役	塚野	英博
取締役	ダンカン	テイト
取締役	間塚	道義
取締役	古河	建純
取締役	須田	美矢子
取締役	横田	千淳
取締役	向井	千秋
取締役	阿部	敦敦
常勤監査	加村	和彦
常勤監査	山上	彰彦
常勤監査	山室	恵紘
常勤監査	山三	浩司
常勤監査	初川	

---

(下線は変更部分)

変更前	変更後
第15条（招集）株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、他の取締役がこれにあたる。	第15条（招集）株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、他の取締役がこれにあたる。
第16条（議長）株主総会の議長は社長がこれにあたる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第16条（議長）株主総会の議長は、 <u>取締役会の決議により</u> 、社長または会長がこれにあたる。議長となるべき者に事故または欠員があるときは、 <u>あらかじめ取締役会において定めた順序により</u> 他の取締役がこれにあたる。
第23条（報酬等）取締役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。	第23条（報酬等）取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は株主総会の決議をもって定める。
第24条（代表取締役および役付取締役）当会社は、取締役会の決議により、社長1名を選定し、また必要に応じ、会長、副会長、副社長、専務および常務を選定することができる。 当会社は、取締役会の決議により、社長を代表取締役とし、必要に応じ、他の取締役を代表取締役に選定することができる。	第24条（業務執行者ならびに社長および会長）当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を若干名選定することができる。 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。 当会社は、取締役会の決議により、取締役または執行役員の中から社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役の中から会長1名を選定することができる。 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役以外の取締役に執行役員を兼務させることができる。
第29条（社外取締役との責任限定契約）当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	第29条（非業務執行取締役との責任限定契約）当会社は、取締役（業務執行取締役および使用人を兼務する取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第38条（社外監査役との責任限定契約）当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	第38条（監査役との責任限定契約）当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

以上